

第2期かすみがうら市通学用自転車貸出等業務委託
(単価契約・長期継続契約)仕様書

1. 業務名

第2期かすみがうら市通学用自転車貸出等業務委託(単価契約・長期継続契約)

2. 目的

市立中学校又は義務教育学校後期課程(以下「市立中学校」という。)に進学又は進級するにあたり、自転車(以下「車両」という。)で通学する生徒の保護者の経済的負担軽減を図る。

3. 対象者

令和7年度以降において、新7年生として市立中学校に通学する生徒のうち、以下のア及びイの条件を全て満たす者。ただし、委託期間内に市外から転入等してきた者については、新7年生でない場合でも同条件をもって対象とする。

- ア. 学校において自転車通学を認められている者
- イ. スクールバスによる通学の登録がない者

4. 委託期間

令和7年3月1日から令和13年3月31日まで(73ヶ月間)

※1:ただし、納品にあたっては、学校毎に指定する日時・場所に、指定する車両を設置すること。なお、設置後に後述※3に掲げる生徒への車両貸渡日までに期間がある場合は、学校と協議のうえ適切な盗難対策を行うこと。

※2:なお、生徒は特別な理由がない限り同一校に3年間所属することから、期間開始からの3年間を1サイクル目、以後を2サイクル目として、別の生徒が車両利用することを基本とするが、2サイクル目への移行にあたって利用者増減等の理由で、一部車両の設置場所を変更する必要が生じた場合は、指示に応じて適宜対応すること。

※3:次年度から当該車両による通学を開始する生徒への車両貸渡(1サイクル目も2サイクル目も3月中を予定)にあたっては、学校毎に対応可能な者を現地派遣し、必要に応じて車両の微調整や保護者や生徒に対する利用説明等を適切に行うこと。

5. 委託場所

霞ヶ浦中学校	かすみがうら市深谷 3398-2
下稲吉中学校	かすみがうら市下稲吉 2273-2
千代田義務教育学校	かすみがうら市上佐谷 990
予備車両の保管については、後述のとおりとする。	

6. 導入車両台数

72台

7. 車両の仕様

道路交通法令に定められた基準に適合する普通自転車（2輪のもの）であって、別表1に掲げる条件をすべて満たすもの

8. 保守点検等（全台が対象）

- (1) 各車両において、赤色TSマーク保守点検を年1回実施することで、その有効期間が途切れないように対処すること。
 - ①作業は原則的に下半期で市が指定する一定期間内に、各学校に生徒が登校中の時間帯を利用して学校の駐輪場にて実施すること。この際、マーク更新のために必要な整備費用は、原則、利用者側の負担とする。
 - ②なお、車両毎に個票等を作成して、対応内容を記載するとともに、整備対象としない不具合についても記載し、利用者への確実な周知を行うこと。また、期間内の作業終了後は、利用者への周知内容を含めて、速やかに市への報告書を提出すること。
 - ③また、TSマーク加入は受託者名義で行うものとし、賠償責任等の手続きが生じた際には、利用者との連携協力してその手続きを進めること。
- (2) 赤色TSマーク保守点検とは別に、毎年9月頃に貸出車両及び市立中学校の生徒が通学に使用している車両（生徒個人が所有しているもの）の点検を行うこと。詳細については、学校教育課の指示に従うこと。
- (3) 利用者から貸出車両の修理・整備の依頼があったときは、店舗又は出張により応じること。なお、修理・整備に要した費用は、原則、利用者側の負担とし、受託者と利用者間でやり取りを完結させること。
- (4) 利用者がその利用を終了後、次サイクルの利用者が利用開始する前に、受託者の負担で消耗品部品等（別表2）を新品に交換すること。
 - ①原則、作業開始は1サイクル目の利用者の卒業式以後に学校の駐輪場にて実施し、当該年度末より2週間以上前までに作業完了のうえ市への報告書を提出すること。（ただし、作業期間が十分に確保できないと市が認める場合にあっては、作業開始時期等を市と協議して調整すること。）
 - ②なお、契約期間中において、特別な事情により利用者がその利用を終了し

た場合の車両についても、これに準じた対応をすること。

- (5) 予備車両が生じた場合には、これを適切に管理するとともに、必要に応じて運用対応をすること。
- ①生徒の利用がない車両（予備車両）については、保管場所を市と協議のうえ、適切に管理・保管すること。（上記（１）（４）に準ずる）
 - ②なお、利用者がその利用を終了したことに伴い予備となる車両については、その回収を含めて、同様に扱うこと。
 - ③また、新たな利用者の発生に伴い、既配備の車両数では貸出車両を賄えない学校には、指定する日時・場所に、指定する予備車両を設置すること。

9. その他

- (1) 契約期間中において、車両の使用方法や不具合等にかかる利用する生徒及びその保護者からの問合せ対応は、受託者が行うものとする。受託者は問合せに対して真摯に対応するものとする。
- (2) 受託者は、導入車両について全て番号等を付して識別・管理ができるよう配慮するとともに、市が貸出車両及び予備車両の状況を把握できるように協力するものとする。
- (3) 契約期間終了後の車両の撤去及び処分は、その経費も含めて受託者が負担するものとする。ただし、市が撤去及び処分を求めない車両については所有権を市に移転するものとし、撤去及び処分の対象にしないこととする。
- (4) 業務に関する特記事項

①守秘義務

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密及び個人情報、受託業務の内容を他人に漏らしてはならない。なお、契約期間満了後においても、同様とする。

②法令の遵守

個人情報の保護に関する諸法令を遵守すること。

③損害の賠償

受託者は、委託業務中に受託者の責めに帰すべき事由により、委託者及び第三者に損害を与えたときは、受託者の責めに帰すべき範囲において、その損害を賠償しなければならない。

④情報セキュリティの遵守

かすみがうら市教育情報セキュリティポリシー及びかすみがうら市情報セキュリティ対策基準要綱に基づき、本市との間で次の事項を明記した契約を締結すること。

- ・データの秘密保持
- ・本市から提供した情報の返還
- ・情報資産を搬送する場合の適切な管理

- 事故発生に対する報告
 - 従業員に対する情報セキュリティ教育の実施
 - 情報セキュリティ遵守のための体制構築
- (5) 当該仕様書に記載する内容は履行すべき最低限の仕様であり、これ以上の基準を満たすものを制限するものではない。
- (6) 受託者は毎月の業務完了後、作業報告を行い、本市は検査完了後、受託者からの請求に基づき受託者に委託料を毎月支払うものとする
- (7) 仕様書に記載のない事項については、別途協議する。

別表1

(ア)	新車（赤色TSマーク保守点検済、防犯登録済であるもの）	カラー（銀・黒・白のいずれかを基調としたもの）
	アルミフレーム又はスチールフレーム	ベルト駆動（カバー付きのもの）
	26インチ〔タイヤサイズ〕	セミアップハンドル
	内装3段ギア	
(イ)	発電機付きオートライト	前かご
	後部の反射器材又は尾灯	リアキャリア
	警音器（ベルやブザーなど）	両立スタンド
	施錠器材	前後どろよけ
	ベルト	内装3段ギアワイヤー

※当該車両の適合するJIS規格を満たすものであること。

別表2

項目	数量
タイヤ	2
チューブ	2
前輪ブレーキシュー	1式
ローラーブレーキ	※
ブレーキインナー	前後1式
ブレーキアウター	前後1式
ハンドルグリップ	2
シフト用グリップ	1
ペダル	2
サドル	1
別表1(イ)のうち機能が維持されていないもの	適宜

※ローラーブレーキについては、新品への交換ではなく、グリスを補充すること。